

保険外サービスとの併用について

平成28年12月14日
規制改革推進会議
第6回医療・介護・保育WG
厚生労働省提出資料

基本的な考え方


○ 介護保険制度では、一定のルールの下で、多様な介護ニーズに対応できるよう、保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することを認めている。

● 保険サービスと保険外サービスが明確に区分されていること

- ・ 保険サービスの提供の一環として提供されるサービスや保険サービスの提供と関係のないサービスであって、保険サービスと明確に区分されるもの（例えば、通常の事業の実施地域以外に居宅する利用者の通所介護の送迎、配食等）は料金の徴収が認められる一方、明確に区分されないサービス（例えば、共益費等）は利用料の徴収が認められないことを、省令や通知で示している。

● 利用者等に、保険外サービスの提供に当たって、あらかじめサービスの内容等を説明し、同意を得ていること など

- ・ 保険外サービスの提供に当たり、利用者やその家族に対しサービスの内容、料金等について説明すること、料金等を明示した文書に利用者の署名を受けることにより同意を得ること、料金等を定め見やすい場所に掲示すること等の手続きが必要であることを、省令や通知で示している。



不明朗な形で料金が徴収されるおそれや、事実上保険外負担をしないとサービスが受けられなくなるおそれ、保険給付の範囲を越えたサービスが保険請求されるおそれがあることなどを踏まえ、利用者保護等の観点から求めているもの。

保険サービスとの併用を認めているサービスの例

※ 介護保険の給付は、サービスに要した費用に対してサービス費を支給する立て付けであるため、保険サービスと保険外サービスを組み合わせた提供が可能

● 追加的なサービスとして差額を徴収するサービス

※ 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等で限定列挙

<訪問介護>

- ・ 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅におけるサービス提供に要する交通費

<通所介護>

- ・ 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- ・ 食事の提供に要する費用
- ・ おむつ代 など

● 保険サービスと関係がなく、保険サービスと明確に区分されるサービス

- ・ 配食
- ・ 利用者以外の家事 など

※ この他、利用者の選択による保険外の指定居宅サービス等

今後の検討について

- 以下のような点に留意しつつ、保険外サービスとの併用に係るルールのあり方について検討。
 - 利用者の負担が不当に拡大するおそれはないか
 - トラブルが生じた際の救済をどうするか
 - 介護制度の理念たる自立支援・重度化防止を阻害するおそれがないか
 - 給付費の増加に繋がるおそれがないか
 - ルールを緩和した場合にかかる追加の行政コストがメリットに見合うか など

関連規定(訪問介護関係)

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)

第20条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号) (抄)

(10) 利用料等の受領

- ② 同条(※第20条)第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。
なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。
 - イ 利用者に、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
 - ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。
 - ハ 会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。
- ③ 同条第3項は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に関して、前2項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を利用者から受けることができるとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。
- ④ 同条第4項は、指定訪問介護事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。

規制改革実施計画(平成29年6月9日 閣議決定)(抄)

(介護保険内・外サービスの柔軟な組合せ関係)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	介護保険サービスと保険外サービスの組合せに係る新たな通知の発出と周知	介護保険サービスと保険外サービス(以下「両サービス」という。)の柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記a～cについての検討の結論を踏まえ、地方自治体や介護事業者にとって分かりやすくなるよう、一覧性や明確性を持たせた通知(技術的助言)を発出し、周知を図る。 a訪問介護における、両サービスの組合せに係る現行のルール of 整理(両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。No.11のa参照) b通所介護における、両サービスの柔軟な組合せに係るルールの整備(No.12参照) c利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化(No.14参照)	平成29年度検討・結論、平成30年度上期中に速やかに措置	厚生労働省
11	訪問介護サービスにおける柔軟な組合せの実現等	訪問介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、a両サービスの組合せに係る現行のルールの整理(両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。)について検討し、結論を得る。 また、 b両サービスの同時一体的な提供の在り方について、下記のような課題を踏まえて検討する。 ・自立支援・重度化防止の障害のおそれ ・保険給付増加の呼び水となるおそれ ・適正な保険給付を担保するサービスの区分 ・ケアマネジャーなどによる適切なマネジメント	a:平成29年度検討・結論 b:平成29年度検討開始	厚生労働省
12	通所介護サービスにおける柔軟な組合せの実現	通所介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記のa～cについて検討し、結論を得る。 a事業所への送迎の前後又は送迎と一体的な保険外サービスの提供に係る関係法令の解釈の明確化 b通所介護サービスを提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合のルールの在り方 c保険サービスを提供していない日・時間帯における、事業所の人員・設備を活用した保険外サービスの提供や、同一事業所内に両サービスの利用者が混在する場合のサービスの提供に係る現行のルールの整理	平成29年度検討・結論	厚生労働省 国土交通省
13	保険サービスと関係する保険外サービスに係る柔軟な価格設定の在り方	特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについて、利用者保護などの多くの課題や論点の整理を行う。	平成29年度整理開始	厚生労働省
14	利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化	法定代理受領サービスでない指定サービスを利用者の自費負担により提供する際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定サービスに係る費用の額の間、不合理な差額を設けてはならないことについて、不合理な差額の解釈を明確化する。	平成29年度検討・結論	厚生労働省